

第 1 章 総則

第 1 条 日本小児循環器学会（以下本会とする）は、ホームページの運用に関し本規定を設ける。

第 2 条 ホームページの円滑な運用を図るため、理事会の承認を経て、広報担当委員がこれを管理する。

第 2 章 目的

第 3 条 本会が発信する情報を通じ、会員への学会活動における支援、学術研究における成果の公開、国内外の関連学会の情報提供、市民への情報提供などを図ることを目的とする。

第 4 条 広報担当委員は、本会の定める規約をもって、委託会社と本学会の円滑な活動の一助と為さなければならない。

第 3 章 業務

第 5 条

(1) ホームページの運営においては次の事業を行なう。

- 1) 小児循環器学に関する学術研究の公開および教育普及活動
- 2) 日本小児循環器学会雑誌および学会英文誌の掲載
- 3) 総会・学術集会、セミナー、分科会・地方会などの学術の交流等に関する情報提供
- 4) 市民への情報提供
- 5) 関連学会からの周知依頼事項の情報提供
- 6) 官公庁、その他学術団体からの周知依頼事項の情報提供
- 7) その他、本学会が必要と定める情報の公開

(2) 広報担当委員は、業務に応じた活動を実施し、定期的に理事会に報告しなければならない。

第 4 章 ホームページの掲載及び更新

第 6 条

(1) ホームページの管理は理事会の監督の下において、別に定めるマニュアルに沿って広報担当委員が掲載及び更新を行う。

(2) ホームページの更新・管理は広報担当委員と委託業者が相互に協力し、会員にとって利便性の高いホームページを維持できるよう努力する。

(3) 掲載した内容はバックアップをとり、委託業者において保管しなければならない。

第 5 章 禁止事項

第 7 条

(1) ホームページ使用上、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 本学会の目的以外に使用すること
- 2) 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載
- 3) 著作権等の法令に定める権利の侵害
- 4) 営利目的
- 5) その他法令及び社会的常識・公序良俗・倫理に反する内容の掲載

(2) 理事会は、前項の事項の他、倫理的に問題があると判断した場合は、ホームページの掲載を中止または掲載を担当者に連絡の上削除することができる。

(3) 理事会はホームページ利用者に対しホームページ運営・利用に対する指導・監督の責任を負う。

第6章 セキュリティと汚染対策

第8条

(1) ホームページが、改竄又はウィルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに本学会事務局に連絡しなければならない。

(2) 前項の連絡を受けた本学会事務局は、ウィルスプログラムの排除のいかににかかわらず、速やかに広報担当委員および理事長に報告しなければならない。

(3) 前項の連絡を受けた理事長および広報担当委員は、速やかにホームページ管理会社に連絡をし、連絡を受けた管理会社は直ちに原因の精査および対応を行い理事長および広報担当者に報告する。

(4) ホームページを復旧できなかった場合、広報担当者は理事長に報告の上、一時的に閉鎖の判断を取ることができる。

(5) 前項の事態が発生した場合は、理事長および広報担当委員は直ちに会員に通達しなければならない。

附 則

1. この規定の改廃は理事会の議決による。
2. この規定は平成 29 年 1 月 21 日より施行する。